

我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議

第2回会合 議事概要

平成23年12月5日(月) 13:30~16:30

経済産業省別館 8F 825 会議室

(1) 絶滅のおそれのある野生生物の保全の保全対策状況について

吉田委員：資料1-2の「組織体制が不十分」という意見について、地域によっては、データ収集や管理を博物館、自然保護センターが担っている。そのためこれらの機関の有無が反映されているかによって点検での対策方針が変わってくると思う。人材確保については分類学、野外調査の専門家が、高齢化等で非常に少なくなっている。また、情報の不足について、大半の自治体は不足している状況。一部の自治体では多額の費用を投じて事業アセスを行っているが、結果が共有されておらず、開発計画や調査が繰り返されることがある。

磯部委員：参考資料2の既存の規制メカニズムの不備、土地取得の権限の行使は、それぞれどのような例、強制力があるかを確認してほしい。

藤井委員：産地局限の種については保護地域の指定等の対策は進んでいるが、実際に保護地域の指定が有効に働いているかも注意する必要がある。保護区の指定は、植物や移動性の低い生物には非常に有効な対策となる。一方、減少要因が過剰利用等の種で保護地域のカバー率が高くなっているのは、公園内で踏み付け等が生じているということ。具体的なデータを見た上で、入山規制を行う等の対応が必要。

石井委員：資料4の外来種等の放出等規制について、他産地のギフチョウの放蝶のような国内外来種の問題や遺伝的多様性の攪乱について規制する法令はあるか対策は可能か。

(事務局：区域指定を行っている場合は、地域生態系をあるべき姿に維持していくという目的に沿って、その生態系へ影響を及ぼす可能性がある種については規制が可能。区域を指定しない外来生物法の規制の対象は外来種になる。)

藤井委員：遺伝的多様性の攪乱の問題は、研究者の間ではコンセンサスが得られているが、保全をする側の人間はそれを理解していない場合が多く、善意で勝手な個体群間の移動や野生復帰が行われている。遺伝子汚染を防ぐため、何らかの指針や法令等を整備し、個体の移動や野生復帰の際の根拠や基準を示す必要がある。

(事務局：環境省では、生息域外保全事業の中で、遺伝的多様性の攪乱への対策を含む野生復帰の考え方のとりまとめることや、生息域外保全のパンフレット作成などの普及啓発に取り組んでいる。)

吉田委員：資料4の生息・生育地の維持管理等について、環境保全型農業のような取り組みを加えることができないか。制度化一步手前のプログラムについて、今後の可能性も考慮し、事例としてでも加えてほしい。

吉田委員：捕獲規制、生息地の保全回復、種の保護・回復計画が絶滅危惧種保

全の3本柱である。日本では捕獲規制は比較的行われているが、参考資料2に示されるアメリカ（ESA）と比べると回復計画や事業に携わる人員数が非常に少ない。RDB作成などの現状把握だけでなく、保全回復にも人をつける努力をしてほしい。

（2）点検結果を踏まえた今後の絶滅のおそれのある野生生物の保全について

三橋委員：資料5の全体の構成としては、現状認識から始まり、点検を行い、点検結果を受けて対策の優先度、体制や手法の検討と選定を行う、という流れがよいのではないかと。また、点検では絶滅危惧種が一括して扱われているが、局所分布する種から広域分布する種まで様々であり、種の特性が異なる。まず、このような絶滅危惧種のタイプ分けと整理が必要で、普及啓発の意味も含めて、保全点検の核として取り入れてほしい。

I. 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に当たっての基本的な考え方

吉田委員：絶滅回避、減少防止だけでなく、回復・改善についても基本的な考え方として明示すべき。具体的な数値の提案までは無理でも、常に保全状況の改善を目標に含めるべきである。

藤井委員：多様な主体が参画できるような制度が必要。制度の整備の必要性について強調してほしい。

II. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

藤井委員：対策効果についての視点には、生態系の保全の効果が高いという視点（生態系における重要性）と保護増殖の効果が高いという視点（費用対効果）の両方が入っている。これらは明確に分けて書いた方がよい。

三橋委員：基本的な考え方として、評価指標を出すことを盛り込んでほしい。条令等での保護対策の対策率や環境の悪化や対象種の増減などの基準を定義して、国が対策状況をチェックできる体制にするということが基本的な考え方だと思う。もう一つ、特殊な保全対策だけではなく、全国で共通して用いることができるような汎用性のある手法の開発を行うことを盛り込んでほしい。

III. 効果的な保全対策のあり方

吉田委員：1. の保全単位に配慮した対策については、メタ個体群のネットワーク形成ではなく、保全対策をする生息地間のネットワーク形成という意味にしたほうが積極的だと思う。2. の開発行為の抑制については、絶滅危惧種に関して蓄積された情報を利用してバイオロジカルアセスメントを行い、開発を規制することも記述すべき。また、地域連携保全活動計画の策定や保護地域制度の規制の緩和については、分類群によって対策による効果が異なる場合があることを考慮し、実施にあたり他の絶滅危惧種の生息状況に配慮する必要が生じ

ることを留意してほしい。

藤井委員：里地里山の保全は、モザイク性に留意して行うことを明記すべき。

IV. 種の保全に関して必要な情報収集及び技術開発とその共有・活用

三橋委員：各地方自治体のレッドリストの一元管理を行って、学名・和名の統一を図ってほしい。また、博物館、各省庁では多様性情報の蓄積が進んでいる。それらを活用した生物多様性統合データベースへの試行を基本構想に加えてほしい。世界的にはデータベース統合の動きが進んでおり、世界基準に合わせたデータベースの構築は必須となってくる。

藤井委員：一元化の前に、分類群ごとに分類学的な基礎情報の整備が必要。

吉田委員：国のレッドリストを IUCN のレッドリストへの反映させることが必要。情報収集として環境アセスメント情報の活用にもふれるべき。

藤井委員：国内のレッドリストの完成のみを目標にせず、IUCN のリストへの反映まで進めてほしい。

V. 絶滅危惧種の保全に当たっての体制等のあり方

磯部委員：多様な主体の参画については、具体的に記述した方がよい。

吉田委員：博物館や自治体の生物多様性センター等の地域の体制を生かすことや、国と地方、各省庁間、研究者間、NGO、NPO、企業、農業者等の連携について明記してほしい。専門的知見についても、調査、モニタリング、保全回復の専門家からの知見を充実させる必要があること書いてほしい。

三橋委員：体制構築の方向性だけでなく、統括的なことをもっとはっきり書いた方がよい。絶滅危惧種の保全は、国の対応だけでは限界があり、都道府県等の地方自治体の協力なしには成り立たない。都道府県の地域戦略の促進、NGO、NPO、企業等との協力をスキームとして明記した方がよい。

石井委員：予算等の問題についての記述が無い。

藤井委員：主体の具体例として、自然保護センター、植物園、動物園、水族館、昆虫館、博物館、各種の試験場、その他博物館相当施設なども明記した方がよい。人材確保については、アクティブ・レンジャーのような現地の人材を維持することが重要。各自治体の対応を明確化して遅れている部分の対策を促し、各地で行われている保全事業の均質化を図ることが有効であると思う。

(3) その他

(特になし)